高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース

高年齢者を積極的に活用しようとする企業

高年齢者の雇用環境整備に関する計画の策定

計画提出 →
← 計画認定

独立行政法人
高齢･障害･求職者雇用支援機構

計画の実施期間（２年以内）

高年齢者活用促進措置

(1) 新たな事業分野への進出等
- 高年齢者が働きやすい事業分野への進出（新分野への進出）
- 既存の職務内容のうち高年齢者の就労に向く作業の切り出し（職務の再設計）

(2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
- 高年齢者が就労可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善等

(3) 高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し
- 賃金制度・能力評価制度の導入等
- 短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入等
- 専門職制度の導入等
- 研修システム・職業能力開発プログラムの開発等

(4) 定年の引上げ等
- 定年の引上げ
- 定年の定めの廃止
- 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

高年齢者が意欲を持っていきいきと働ける職場の拡大

１　支給対象となる事業主

高年齢者雇用安定助成金 高年齢者活用促進コース（以下「助成金」といいます。）は、次の❶から❻までのいずれにも該当する事業主に対して支給します。

❶ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
❷ 環境整備計画書を機構理事長に提出し、計画認定を受けていること。
❸ 認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に、次の(1)から(4)までのいずれかの高年齢者活用促進の措置（以下「高年齢者活用促進措置」といいます。）を実施した事業主であること。
　(1) 新分野への進出 または 職務の再設計による、高年齢者の職場または職務（以下「職場等」といいます。）の創出
　(2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による、既存の職場等における高年齢者の就労の機会の拡大
　(3) 高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し
　(4) 定年の引上げ等
❹ 環境整備計画書提出日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢法第８条および第９条（※1）を遵守していること。
❺ 支給申請日の前日において、１年以上継続して雇用されている 60 歳以上の雇用保険被保険者（※2）が１人以上いること。
❻ 高年齢者活用促進措置の実施に必要な許認可等を受けていること。

（※1）「高齢法第８条および第９条」とは、60 歳以上の定年を定めていることおよび 65 歳以上の定年か継続雇用制度（継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている場合も認められます。）を定めていることをいいます。
（※2）「雇用保険被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者および高年齢者継続被保険者をいいます。

２　支給対象経費および支給額

❶　支給対象経費

高年齢者活用促進措置の実施に要した経費で、計画実施期間内に着手し、支給申請日までに支払いが完了したものに限ります。

❷　支給額

上限 500 万円で、支給対象経費の１／２（中小企業は２／３）を支給します（千円未満は切捨て）。

ただし、当該高年齢者活用促進措置の対象となる、１年以上継続して雇用している 60 歳以上の雇用保険被保険者１人につき 20 万円を上限とします。

	高年齢者活用促進措置の区分			
	(1) 新分野への進出等	(2) 機械設備の導入等	(3) 雇用管理制度の導入等	(4) 定年の引上げ等
①高年齢者活用促進措置の内容 （計画実施期間内にいずれかの措置を実施（複数実施も可））	・新分野への進出 ・職務の再設計	・機械設備の導入・改善 ・作業方法の導入・改善 ・作業環境の導入・改善	・高年齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善 ・労働時間制度（短時間勤務制度、隔日勤務制度等）の導入 ・在宅勤務制度の導入 ・高年齢者の研修ｼｽﾃﾑ、職業能力開発ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの開発･導入･改善	・就業規則または労働協約による、定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
②支給対象経費	㋑ 計画策定経費 ㋺ 許認可等手続経費 ㋩ 職務分析、機械設備の購入、改修工事経費 ㋥ 高年齢者の講習経費 ㋭ 事務所、機械設備の賃借料 ㋬ ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ経費 ㋣ その他必要と認められる経費	㋑ 作業手順書の作成、機械設備の購入、改修工事等に要した経費 ㋺ 高年齢者の講習経費 ㋩ 機械設備の賃借料 ㋥ ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ経費 ㋭ その他必要と認められる経費	㋑ 専門家への委託費・ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ経費 ㋺ ｿﾌﾄｳｪｱ開発、備品購入経費 ㋩ ｿﾌﾄｳｪｱまたは備品の賃借料 ㋥ その他必要と認められる経費	㋑ 専門家への委託費・ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ経費 ㋺ その他必要と認められる経費
	【70 歳以上まで働ける制度の導入による、みなし費用】（※3） 上記(1)から(4)までのいずれかの高年齢者活用促進措置の実施に要した経費のある事業主が、就業規則または労働協約により、新たに次の(a)から(c)までのいずれかの措置を実施した場合は、当該措置の実施に 100 万円の費用を要したものとみなします。 (a) 70 歳以上への定年の引上げ (b) 定年の定めの廃止 (c) 65 歳以上への定年の引上げおよび希望者全員を 70 歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入			
③支給額	上限 500 万円で、上記の支給対象経費の１／２（中小企業は２／３）の額とします。 ただし、当該高年齢者活用促進措置の対象となる、１年以上継続して雇用している 60 歳以上の雇用保険被保険者１人につき 20 万円を上限とします。（※4）			

（※3）過去に中小企業定年引上げ等奨励金、継続雇用定着促進助成金、高年齢者職域拡大等助成金、高年齢者雇用モデル企業助成金、70 歳定年引上げ等モデル企業助成金の支給を受けた事業主に対しては、適用しません。また、企業単位で１回限りの申請となります。

（※4）人事異動等による配置転換により、同一企業で同一人を複数回対象として申請することはできません。

（参考）支給額のイメージ

支給対象経費の1／2（中小企業2／3）と、対象者数×20万円を比較して、**少ない方の額**が支給額となります。

【ケース①】　支給対象経費の1／2（中小企業2／3）　＞　対象者数×20万円　⇒　**支給額は、対象者数×20万円**

（※上限500万円）

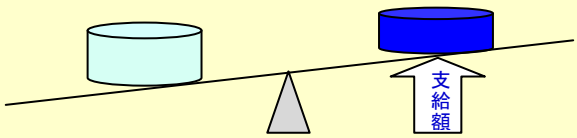

【ケース②】　支給対象経費の1／2（中小企業2／3）　＜　対象者数×20万円　⇒　**支給額は、支給対象経費の1／2（中小企業2／3）**

（※上限500万円）

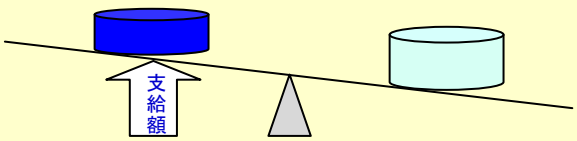

３　計画書の提出の手続き

助成金の支給を受けようとする事業主は、環境整備計画書に必要書類を添えて、環境整備計画の開始日から起算して６か月前の日から２か月前の日までに、主たる事務所または当該高年齢者活用促進措置を実施する事業所の所在する都道府県の高齢・障害者雇用支援センター（以下「高齢・障害者雇用支援センター」といいます。）を経由して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）に提出してください。

４　計画書の変更の手続き

環境整備計画の認定を受けた事業主が、環境整備計画書に記載した事項を変更しようとするときは、環境整備計画書（変更）に必要書類を添えて、当該変更に係る取組みを開始しようとする日から起算して１か月前の日までに、高齢・障害者雇用支援センターを経由して機構に提出してください。

５　支給申請書の提出の手続き

支給申請書に必要書類を添えて、環境整備計画の実施期間の終了日の翌日から起算して２か月以内に、高齢・障害者雇用支援センターを経由して機構に提出してください。

【図１】受給手続き（例）

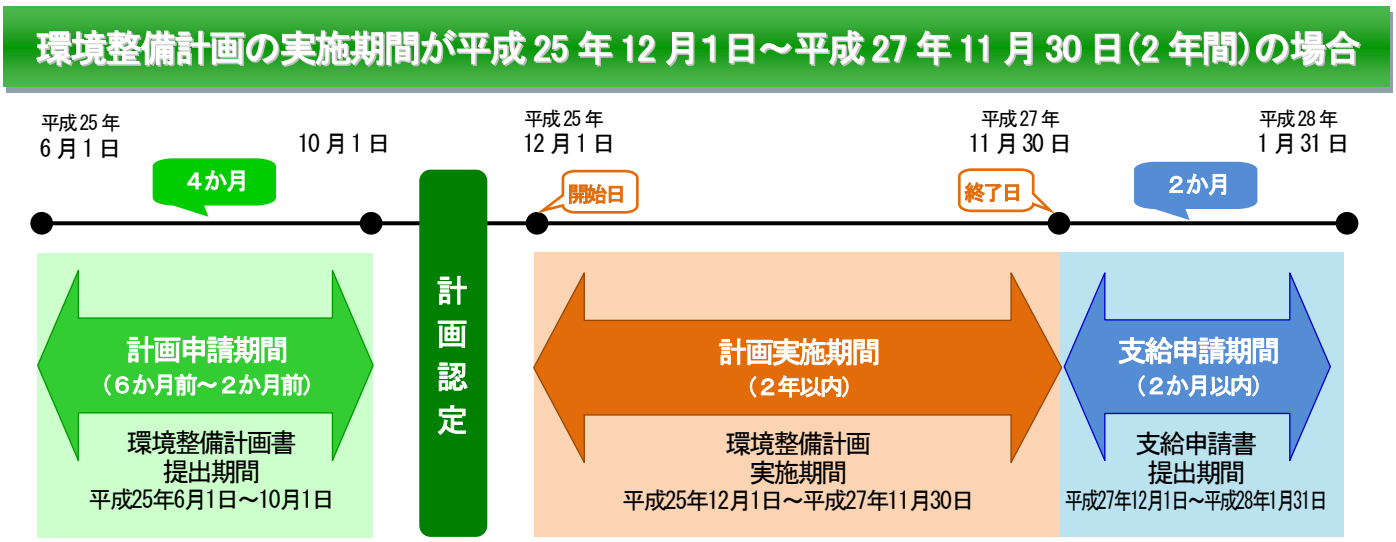

６　他の助成金との併給の制限

この助成金の支給を受けることのできる事業主が、同一の事由により、他の助成金や補助金等の支給を受けた場合には、当該支給事由によっては、助成金は支給しません。詳しくは都道府県の高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

７　助成金を受給できない事業主

次のいずれかに該当する事業主に対しては、助成金は支給しません。

❶ 不正受給をしてから３年以内に申請をした事業主、または申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
　※ 不正受給とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない給付金の支給を受け、または受けようとすることをいいます。
❷ 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
❸ 支給申請日の前日から過去１年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
❹ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
❺ 暴力団と関わりのある事業主
❻ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主

【図２】申請から支給までの流れ図

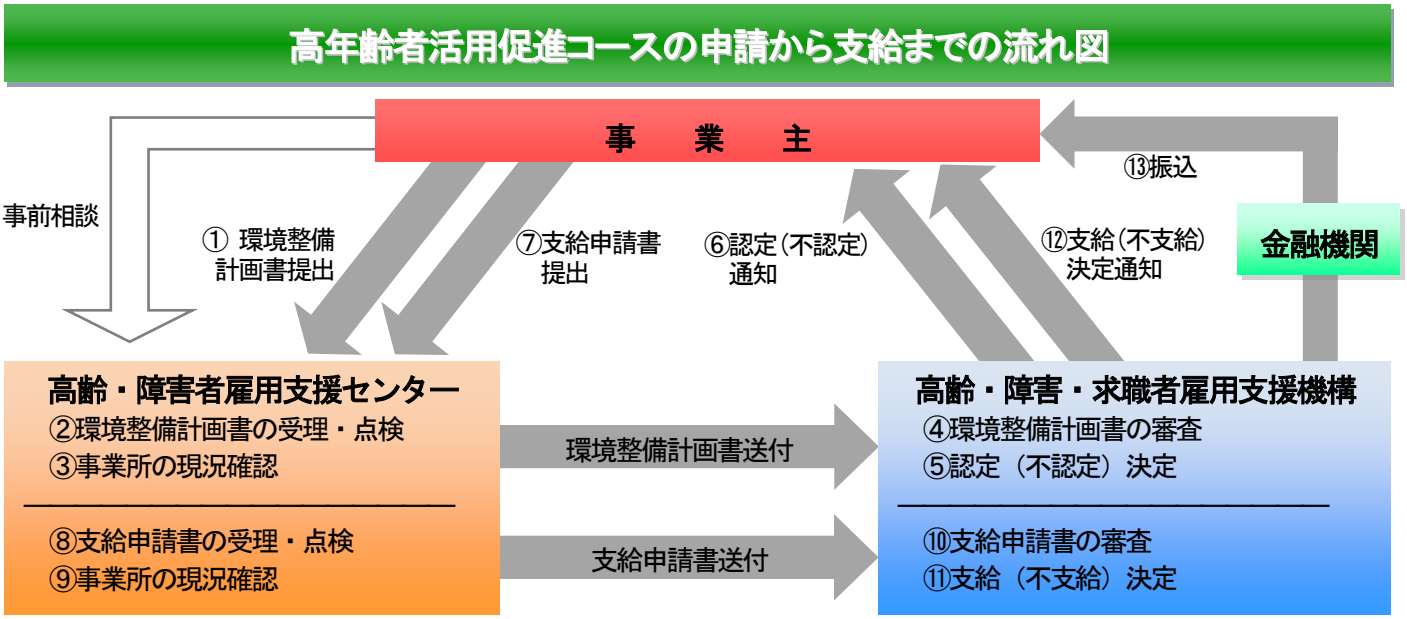

（参考）中小企業とは・・・

業種ごとに下表のいずれかに該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金若しくは出資の総額が５千万円以下	または	常時雇用する労働者数５０人以下
サービス業	資本金若しくは出資の総額が５千万円以下	または	常時雇用する労働者数１００人以下
卸売業	資本金若しくは出資の総額が１億円以下	または	常時雇用する労働者数１００人以下
その他の業種	資本金若しくは出資の総額が３億円以下	または	常時雇用する労働者数３００人以下

ご利用に当たっての注意事項

❶ 助成金の申請に関して、調査または報告を求める場合があります。求められた書類等が機構の定める期限までに提示または提出されない場合には、助成金は支給しません。

❷ 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。

❸ 不正受給を行った事業主は、当機構ホームページで公表します。公表の内容は以下のとおりです。

・事業主の名称、代表者氏名
・事業所の名称、所在地、概要
・不正受給の金額、内容

手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。

❹ 機構に提出した環境整備計画書、支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから５年間保存しなければなりません。

❺ 助成金の認定・不認定の決定、支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。